第1959回 定例研究会報告要旨(6月22日)

予防原則の争点

EU と米国の対立を中心に

藤岡典夫

「予防原則」(precautionary principle)は, 元来環境保護政策の分野で生成・発展してき たものであるが,今日,食品安全問題との係 わりの中で, EU と米国との農産物貿易紛争 の焦点の一つになっている。この論議におい て, EU が予防原則推進側で, 米国が反対側 である。しかし,米国も,予防原則を明記し たといわれる「環境と開発に関するリオ宣言」 (1992年)に賛成しており,また,不確実性 に直面する中で行われる「予防」または「予 防的アプローチ」を認めている。それでは, EU と米国の考え方は何が異なるのだろうか, という問題意識から,本報告では,WTOホ ルモン牛肉事件における両者の主張および欧 州委員会「予防原則に関するコミュニケーシ ョン」(2000年)等を基に,米・欧間の予防 原則に関する争点を整理・検討した。併せて、 最も徹底した予防原則を主張する環境 NGO によるウィングスプレッド声明(1998年)の 考え方も比較対象に加えた。

その結果,予防原則に関する争点を, リスク分析の枠組みの範囲内で捉えるか, 予防原則発動の前提要件として,ある程度の悪影響の確実性が必要か, 費用便益分析を採用するか, 予防原則に基づく措置は,暫定的性格のものとするか, 立証責任の転換の効果を認めるか, 慣習国際法上の原則になったといえるか,の6点に整理した。

が最も基本的な論点であり, , , , は, をどう考えるかに連動している。最も 徹底した予防原則を主張するウィングスプレ ッド声明は, ~ を否定する。米国の予防的アプローチは, ~ を肯定し,科学的なリスク分析の枠組みの中に従属的に位置づける。他方,両者の中間に位置する EU は,WTO ホルモン牛肉事件では強力な予防原則を主張したが,その後の欧州委員会「予防原則に関するコミュニケーション」では,予防原則をリスク分析の枠組みの中に位置づけたことにより,米国の主張に近づいた。ただし,厳格な科学的分析に縛られないためのいくつかの留保が付いており,微妙なバランスをとっているともいえる。

と については, EU は肯定的に(ただ し,一般的に認めるのではなく,ケースバイ ケースとする),米国は否定的に解する。これ らの争点については,以前から国際法上の原 則として確立されてきた防止原則(preventive principle)との関係を踏まえて理解する必要 がある。多数の学説は,予防原則は従来の防 止原則よりも注意義務が厳格化したものであ リ,予防原則の適用の効果は,防止措置をと る以前に要求される証明の基準を低めること (科学的不確実性の状況)であると考えており, 立証責任の転換の効果を一般的に認めていな い。予防原則が、慣習国際法上の原則である かどうかについては,環境分野でさえ学説上 賛否両論があり,判例も,総じて慎重な立場 である,といえる。

EU の予防原則と米国の予防的アプローチ との差は、理念上は小さくなったように見え るが、現実には、遺伝子組換え作物をめぐる 紛争のように、依然として両者間の深刻な摩 擦の焦点である。